

平成30年度 公益財団法人尾瀬保護財団事業計画

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 実施方針

尾瀬の自然環境及び利用の現況並びに財団のこれまでの取り組みの経緯等を踏まえ、今後の尾瀬のあるべき姿を展望しながら、尾瀬関係者との緊密な連携の下に、次に掲げる事項を重点目標として、尾瀬の保護とその適正利用を推進する。

【重点目標】

- (1) 尾瀬の適正利用の推進（利用分散化等）
- (2) 尾瀬の保全対策の推進（至仏山保全対策、外来植物対策）
- (3) 尾瀬を活用した質の高い環境学習の推進
- (4) 普及啓発の推進
- (5) 尾瀬総合学術調査の推進
- (6) 事業推進体制の強化
- (7) 人材育成の推進
- (8) 財政基盤の強化

2 事業計画

(1) 利用者啓発事業

尾瀬の適正利用を進めるため、入山者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、繊細で貴重な尾瀬の自然について理解を深めるための自然解説等を行う。

① 入山者啓発事業

ア 入山口啓発

尾瀬の環境美化や入山マナーの向上を図るため、主要入山口（鳩待峠口・沼山峠口・大清水口・滝沢口・馬坂峠口・猿倉口）において、尾瀬ボランティアの協力の下に、入山マナーの啓発、利用案内などを行うとともに、関係自治体や山小屋組合、支援企業等と連携しながら、ごみの持ち帰り運動等を実施する。

イ 尾瀬ボランティアの活動支援

主要入山口での啓発活動、お話しボランティア（定点解説）など、ボランティア活動の充実強化を図るため、活動の調整を行うとともに、尾瀬ボランティアの資質向上を目的とした研修会等を開催する。

新たな活動を追加し活動の幅を広げることで、ボランティア活動の活性化を図る。

ウ ガイド利用の普及・促進

入山マナーの向上、質の高い自然体験、安全確保等を図るため、ガイド利用の普及・促進を図る。

(ア) 尾瀬ガイド協会との連携

ガイド利用による自然体験やエコツアーやなどを通じて、尾瀬の自然環境の保全と適正利用を図るため、尾瀬ガイド協会の運営を受託し、連携するとともに、今後の協会の自主運営に向けた支援を行う。

(イ) 尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の魅力、有用性等を利用者に啓発し、その普及を図るため、来訪者に対して、尾瀬自然解説ガイド（尾瀬ボランティアを母体とする）によるガイド活用をより積極的にPRする。

② 自然解説事業

ア 自然解説事業

利用者が尾瀬の貴重な自然について認識を深め、適正利用を促進することを目的として、自然解説活動を実施する。

イ 環境学習推進事業

「環境学習の場」としての尾瀬の利用促進を図るため、山の鼻ビジターセンターでミニツアーを実施するほか、現地情報や学校の利用状況についてインターネットや携帯サイトで情報発信を行う。

③ 研修事業

ア 指導者の養成

職員の資質向上を図り、指導者として養成するため、各種研修会に派遣する。

イ 職員研修の実施

円滑な業務運営を図るため、職員を対象に、業務内容及び国立公園制度などの研修を実施し、職員のスキルアップと体制の強化を図る。加えて、ビジターセンターに勤務する職員には、自然解説技術、ガイド技術などの研修を実施する。

ウ 救急救命研修

山岳事故が増える中で、入山者の安全・安心を確保するため、現地に勤務する全職員を対象に応急手当、体外式除細動器（AED）操作訓練等の救急救命研修を実施する。

④ 普及啓発事業

ア 機関誌の発行

四季折々の自然、財団の活動状況、その他尾瀬に関する幅広い情報を関係者や尾瀬ボランティア、友の会会員等に提供するため、機関誌「はるかな尾瀬」を引き続き刊行する。

イ 「わたしの尾瀬」フォトコンテスト、写真展等の開催

尾瀬の魅力を広く一般に伝えるため、福島、前橋、新潟の各NHK放送局等と共に開催でフォトコンテストを実施するとともに、その入選作品の写真展を3県を中心に開催する。

ウ 啓発リーフレット等の作成・配布

入山口や利用日など利用分散化の推進を図るため、尾瀬地域の交通対策等のリーフレットを作成し、関係機関・団体及び入山者等に配布する。また、尾瀬国立公園案内マップやの日本語版増刷に併せて、外国語版（英語・簡体字・繁体字・韓国語）の改訂増刷を行い、外国人入山者に対する啓発効果を高める。

エ ホームページの管理運営

尾瀬の保護と適正利用を推進するとともに、財団の活動を周知するため、タイムリーな尾瀬情報や財団の活動等の情報をホームページに掲載する。

また、随時コンテンツの見直しを行い、より分かりやすい情報の発信を行う。

オ 尾瀬ガイダンス

地元との協力の元、尾瀬の広報と幅広い周知を図りながら、尾瀬の現状と適切な利用方法（マナー、ルールの遵守や利用の分散、安全な利用）、低利用地域の魅力などについての理解を広める普及啓発を行う。また、平成29年度から旅行業者・アウトドア関係企業等を対象として開催してきた尾瀬に関する情報交換会については、時期や対象等を含め、開催方法を関係者と検討する。

カ 出張講演

旅行業者、行政機関、教育機関等が主催する講演会等への出張講演に積極的に対応し、尾瀬の貴重な自然や適正利用の推進などのレクチャーを通じて、尾瀬国立公園のすばらしさと大切さを広く一般の方々に広報していく。

キ 外国人入山者啓発

尾瀬に来訪する外国人入山者への啓発を強化するため、他地域の取り組み事例を参考にしながら、各種対策を検討する。

ク 尾瀬国立公園のP.Rの実施

尾瀬国立公園10周年記念事業に引き続き、尾瀬国立公園や地元市町村の魅力等のさらなるPRを行うため、首都圏等で行われる自然環境関係のイベントにブース出展する。

(2) 環境保全事業

① 植生回復事業

福島県及び群馬県との契約に基づき、植生回復及び保全事業を実施する。

② 至仏山保全対策

至仏山保全対策会議を活用し、至仏山保全基本計画に基いて植生保護や利用の適正管理などの、貴重な自然を保全していくための各種対策を検討し実施する。

また、現在検討が進められている自然への負荷を抑える新しい登山道について、関係機関と連携して取り組みを進める。

③ 尾瀬シカ対策事業

林野庁が大江湿原で実施している防鹿柵の設置・撤去作業を、尾瀬ボランティアや企業の協力を仰ぎながら南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会の一員として実施する。

④ 外来植物対策事業

尾瀬での外来植物の増殖を防ぐため、現地調査により外来植物の分布状況の把握を行い、関係機関と連携して除去活動を行う。

(3) 施設管理事業

入山者の安全・快適な利用を図るため、環境省及び群馬県から管理運営業務を受託し、公園施設の維持管理を行う。

- ① ビジターセンターの管理運営
- ② 公衆トイレの維持管理

(4) 調査研究事業

① 尾瀬総合学術調査推進事業

調査主体である第4次尾瀬総合学術調査団を事務局として支えながら、平成29年度に引き続き、第4次尾瀬総合学術調査を実施し、尾瀬生態系の保全管理に不可欠な科学的情報を整備する。さらに、調査終了後の自然環境モニタリング体制の整備に向け、関係機関と協議を進める。

② 適正利用推進事業

尾瀬の適正な保護と利用に関する諸課題がまとめられている「尾瀬ビジョン」を踏まえながら、財団においてもその実現に向けて主体的に取り組む。

また、環境省との契約に基づき、策定から10年が経過した「尾瀬ビジョン」の改定作業を進めるとともに、地元住民や事業者の声を反映し、地域の主体性を引き上げるための仕組みとして意見交換会を開催する。

③ ツキノワグマ対策事業

ツキノワグマ対策については「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」の運営を行うとともに、入山者に対する啓発等について関係者とともに取り組む。

(5) 顕彰事業

平成29年度に設置した尾瀬賞検討委員会において、平成32年度以降の尾瀬賞について、尾瀬に関する若手研究者の育成や湿原研究の活性化を念頭に見直しを行う。

(6) 友の会等事業

財団活動に対する支援を幅広く求めるため、特典の拡充を検討し、会員の増加に努める。

(7) 寄付金の募集

財団事業の充実と財政基盤の強化を図るとともに、尾瀬に対する幅広い支援を求めるため、公益財団法人への寄附税制の優遇措置制度を活用し、企業・団体等に対し積極的に寄付を募る。

(8) 関係者連携対策

① 尾瀬サミット2018の開催

財団役員をはじめ尾瀬関係者が一堂に会し、尾瀬に関する課題等について話し合うため、

「尾瀬サミット2018」を開催する。

- ・開催予定時期：9月10日(月)～9月11日(火) (予定)
- ・開催予定場所：福島県檜枝岐村
- ・議長当番県：福島県

(9) 拡張地域における活動拠点の整備

拡張地域における活動の充実を図るため、引き続き檜枝岐村内に臨時の事務所を設置する。

(10) 財団の運営

① 評議員会の開催

事業報告、決算の承認、その他重要事項等について審議を行うため、定時評議員会を6月に開催するほか、必要に応じ、臨時評議員会を開催する。

② 理事会の開催

事業計画、予算など業務執行の決定、その他重要事項等について審議を行うため、定時理事会を6月と3月に開催するほか、必要に応じ、臨時理事会を開催する。

(10) その他

① 受託事業の活用

財団の活動を充実させるため、各自治体などからの尾瀬にかかる委託事業を積極的に受託する。

② 助成金の活用

財団の活動財源を安定的に確保するため、事業内容に応じて助成金の積極的な活用を図る。